

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

子育て・若者支援特別委員会 会議録

令和 8 年 9 月 1 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子 育 て ・ 若 者 支 援 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年9月16日（水）
- 2 開 会 場 所 議会第3会議室
- 3 出 席 者 委員長 松 村 智 成 副委員長 吉 岡 誠 司
 (11人) 委 員 大 浦 美 鈴 委 員 中 澤 史 夫
 委 員 本 目 さ よ 委 員 村 上 浩 一 郎
 委 員 松 尾 伸 子 委 員 中 嶋 恵
 委 員 秋 間 洋 委 員 高 森 喜 美 子
 議 長 石 塚 猛
- 4 欠 席 者
 (0人)
- 5 委員外議員
 (0人)
- 6 出席理事者 副 区 長 野 村 武 治
 総務部参事 田 渕 俊 樹
 経理課長 (総務部参事 事務取扱)
 施設課長 五 條 俊 明
 こども家庭部長 前 田 幹 生
 こども家庭部参事 川 口 卓 志
 こども政策課長 (こども家庭部参事 事務取扱)
 (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 海 野 和 也
 子育て支援課長 別 府 芳 隆
 子ども家庭支援センター長 小野田 登
 保育課長 村 松 有 希
 児童・青少年育成課長 穴 澤 清 美
 こども家庭部副参事(児童相談所準備担当)
 (子ども家庭支援センター長 兼務)
 こども家庭部副参事(こども家庭センター)
 (保健サービス課長 兼務)
 松が谷福祉会館長 平 田 佳 緒
 健康部長 水 田 渉 子

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康課長	大 網 紀 恵
保健サービス課長	塚 田 正 和

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	塚 本 隆 二
	書 記	遠 藤 花 菜

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 子育て及び若者支援について

◎理事者報告事項

【こども家庭部】

1. こどもへの意見聴取実施結果及び（仮称）こどもの権利条例の骨子修正案について
……………資料1 こども政策課長
2. （仮称）北上野二丁目福祉施設新築工事入札不調への対応について
…資料2 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長
3. 台東区要保護児童の状況等について ……資料3 子ども家庭支援センター長
4. 都区児童相談共同運営モデル事業について
……………資料4 こども家庭部副参事
(児童相談所準備担当)
5. 令和9年4月保育所等の利用申請等について
……………資料5 保育課長
6. 保育提供体制の拡充について ……資料6 保育課長
7. 放課後対策事業の運営事業者について
……………資料7 児童・青少年育成課長
8. 令和9年4月こどもクラブの利用申請について
……………資料8 児童・青少年育成課長
9. 浅草橋三丁目における民設こどもクラブの開設について
……………資料9 児童・青少年育成課長

【健康部】

1. 令和7年度母子保健事業の実施状況について
……………資料10 保健サービス課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（松村智成） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、私から一言申し上げます。

過日実施いたしました行政視察におきましては、委員各位並びに理事者のご協力により、無事、所期の目的を達成することができました。誠にありがとうございました。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、こどもへの意見聴取実施結果及び（仮称）こどもの権利条例の骨子修正案について、こども政策課長、報告願います。

こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 それでは、ご説明いたします。

項番1、子供への意見聴取でございます。

まず、（1）のワークショップは、7月11日と18日に台東区民会館と台東区役所で実施いたしました。2日間で小学生10名、中学生10名の計20名の方にご参加をいただき、条例に盛り込みたい内容や大切にしたい権利などについて意見を交わしております。主な意見として、一人一人個性があってみんな違う人といった個人の尊重に関するもののほか、記載のとおり、様々な意見が出ており、子供たちは熱心に参加をしていました。

2ページをご覧ください。（2）のアンケートにつきましては、調査期間、調査対象は記載のとおりで、ウェブアンケート形式で実施をし、1,069件の回答をいただきました。年代別の内訳は、記載のとおりとなっております。

主な調査結果として、6つの項目について年代別の割合を示しております。表の一番上の行にある、自分のことが好きだと思ふ子供の割合や、一番下の行にある、悩み等を相談できる人がいる子供の割合は、年代が上がるにつれて下がる傾向となりました。詳細につきましては、後ほど別紙1のアンケート調査報告書をご確認ください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番2、条例の骨子修正案についてでございます。ワークショップ及びアンケートの実施結果や、次世代育成支援地域協議会での意見を踏まえ、前文、基本理念、子供の権利及び基本的施策について修正を行っております。

恐れ入ります、ページが飛びますが、26ページをご覧ください。骨子案からの主な修正点について、ご説明いたします。

まず、前文について、子供からのメッセージと、「こどものみなさんへ」の2段構成とし、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、条例を制定することを明記しております。子供からのメッセージについては、ワークショップ、アンケートや今後実施予定のヒアリング結果を踏まえ、明記をしていきたいと考えております。「こどものみなさんへ」については、子供たちの意見で出てきた笑顔、違いといった意見をちりばめております。

28ページをご覧ください。項番4、子供の権利について、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つに分けて、計20の権利を示しております。

30ページをご覧ください。項番10、基本的施策の（3）広報及び啓発のイに、子供の権利について学ぶ機会の確保について明記をいたしました。また、（4）以降につきましても、具体的に文章化をしております。詳細につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

恐れ入ります、再度2ページをご覧くださいませでしょうか。項番3、今後の予定につきましては、10月にパブリックコメントを実施し、以降、記載のとおり令和9年4月の条例施行に向けてさらに検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 前回の報告で、アンケートとワークショップだけではなくて、聞き取り、ヒアリングをやるという報告でしたけれども、子供食堂などの団体、あるいは子育て支援の団体ですね、あるいは障害を持っている子供やその家族、あるいはいわゆるヤングケアラーだとか、そういうなかなか声が届きにくい人たちを意識的に、これはやはりヒアリングしていくんだという、そういう答弁がありましたが、そこについてはどんな現状なんですか。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 ヒアリングにつきましては、今後実施予定で考えておりまして、子供食堂等も今調整等、日程調整させていただいている段階ではございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど今度の条例案の骨子の修正案についてというところがあって、その前文で、これからのヒアリングを生かすという、そのような今ご報告あったんで、ここは非常に期待というのかな、重いところなので、ぜひ反映させていただきたいというふうに思っております。

あと、前回、私が指摘した、国連子どもの権利条約で、差別されない権利という一つの柱が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あるわけですね、4つの柱のうちにね。それについて明確ではないというふうな指摘させていただいて、今回具体的にこの4つのこどもの権利の1番目の生きる権利というところに、いかなる理由でも差別されないというのを明確に入れていただいたのは高く評価したいというふうに思っています。

ただ、残念ながら、前回、私強く主張させていただいた、子供の権利回復、あるいは救済のための独自の相談窓口、第三者救済機関ですね、この設置については今回踏み込んでいないわけですね。これについては、なぜ踏み込めないんですか。

○委員長　こども政策課長。

◎川口卓志　こども政策課長　委員からもいろいろとご意見、ご指摘いただいております、私どもも子供の権利擁護委員を置かれている自治体等に調査をして、いろいろと中身、実態というのを把握をさせていただいているところでございます。

いろいろとお話伺っていると、権利擁護委員さんがいて、電話を受けたりをしているんですけど、中高生の相談がもうほとんどないというような状況が結構、区の自治体ではあったような状況です。それにはいろいろとそれぞれの課題はあるんですけども、やはり相談の形態というのもいろいろと時代とともに変わってきているんだろうなというところもありまして、まずは中高生が相談しやすい環境づくりというか、電話を設置しましたからというのではやはり来ない時代になっているのかなというのもありまして、あとはメールで、メールフォームで入れても、やはりタイムラグがいろいろな自治体あるんですね。そこをタイムリーにお返しできる仕組みでありますとか、ちょっと時代に合わせた構築も必要なかなというところもあります。

あとは、権利擁護につきましても、第三者機関と言いつつ、やはり区の、私どもの例えば政策課の権利擁護担当というところが窓口になって、一旦そこが受けてというところで、本当に第三者的になっているのかなという私なりの課題もあるところでございます。

ただ、そういう権利を求めるお子様が救済を求める機関というのは必要かと思うんですが、東京都にその権利擁護事業ありまして、そういったところは全然できていない状況ではないと。ある意味第三者的なところで、東京都のほうで対応もできているのかなというのもあります。ただ、その相談窓口等も含めて、今回条例に権利の回復の体制を確保しますということであわせていただいているんですが、そういったところまでの条例の文言にさせていただいて、具体化というのはなかなかちょっと現時点では難しいというのが現状でございます。

○委員長　秋間委員。

◆秋間洋　委員　某野球選手の子供さんが親からの暴力のときにA Iに相談したということというのは、課長の、逆に言ったらその裏返しで、今行政が電話の窓口をつくっても、そう簡単にそこに届くよりも、もっと身近に相談するところというのがA Iだったりするわけですね。これが子供の現実だと思うんです。

ただ、やはりそこでは、ずっとA Iが子供に寄り添ってくれるわけじゃないですから、その

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子の心の傷が癒えるまで、あるいは自己肯定感を回復するまで、そういう時間を共にするのはやはり人間しかないと思うんですね。そういう点では、やはり救済機関というのは、先ほど否定されませんでしたし、あと、むしろ第三者機関というのは行政の事務局じゃなくて、行政に事務局を置く機関じゃなくてというような含みも、ちょっと言い過ぎかな、そのようなのも表現もあったので、その辺は逆に、本当に思い切った第三者機関、それこそA Iで1回S O Sが出れば、それを察知できるようなことも含めて、何かしら、今本当に数日前の子供の自殺問題とか、日本の最悪の状態が今五百三十何人でしたか、あったわけで、どんどん増えているわけじゃないですか、子供の自殺。10代の死因の第1位が自殺という国なんです。だから、そういう点では、やはりこのところは救済するという点での第三者機関を強くまた求めていると思います。

あと、最後ですけれども、この中に居場所づくりというのが、今の質問とも関わるんですけれども、これは非常に重要な角度で、このところを1項目立てたというのは非常に評価したいというふうに思っているところです。

ただ、この居場所づくりのところの表現が、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設と、これ学校等ということだと、教育機関等の関係者は、居場所づくりを推進するというふうな、主語と述語はこうなっているわけなんですね。

ただ、居場所づくりそのものは大事なんだけど、そもそもが家庭だとか学校だとかが安心できないから子供は居場所を求めるわけであって、そういう点では、まず安心して話せる、相談の機会ですね、例えば小1の子供たちのことで岡田副議長が昨日、質問されていて、いい質問だなというふうに思いました。そういう点では、じゃあ7時から朝の8時ぐらいの間の子供の居場所というのをどうするかというのも、これ課題として昨日も答弁されていましたが、そのときに、この間、台東区が、例えば地域図書館ですね、あるいは学校図書館、あるいは児童館、児童館のことを私は一番言いたいわけなんですけれども、ここについて様々な形で配慮はしていますよ、だけれども、やはりそういう居場所づくりの様々な機会というか、居場所というのを増やしてきたというふうには、私なかなか思っていないんですね。

そういう点では、やはり主語を区、保護者、区民、教育機関の関係者というのではなくて、子供の目線でその居場所というのをもうちょっと深めていただいて、図書館や児童館というのを地域にもっと網の目のようにつくっていく、あるいはそういう民間でやっている、そういう人たちが、いるようですから、そういう人たちの力を引き出していく。そのような子供の目線での居場所づくりというのをぜひ研究、検討していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長　こども政策課長。

◎川口卓志　こども政策課長　確かにここで居場所づくりと定義させていただきました点には、まだまだこれから居場所というのはやはり必要になってくるだろうという視点もございます。育ち学ぶ施設というのは、広く学校だけではなくて、子供に関係する方全てのという意味合い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も込めておりますので、委員のご指摘も踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

◆秋間洋 委員 以上です。

○委員長 ほかに。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 アンケート調査の中の小学校の低学年、例えば5ページのところで、ちょっと意見といいますか、思ったんですけれども、設問の中で、毎日の生活の中で、うれしいことや楽しいことはどれくらいありますかという、この質問一つ取っても、すごく子供たちがどんなことに興味があって、何が喜びで、生きる上ですごく楽しんでいるかというようなことはすごく大事だと思っているんですが、この自由記述の中のまとめの中にはなかったんですけれども、例えばどんなことに楽しんでいるとか、喜びを感じているという内容は、自由記述の中にはあったんですか。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 自由記述の中にも、夢を教えてくださいとか、あとは逆に悩んでいることを教えてください、あとは何かこうやったほうがいいというアイデアがあればくださいということで、ここにある生活の中で、うれしいこと、楽しいことって具体的にどうですかというちょっと聞き方をしていなかったものですから、そこで具体的にというのが上がってきていないと、私どもの聞き方が、もうちょっと工夫が必要だったのかもしれないけれども、そういった状況です。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 細かいようなんですけれど、実はそういうことを区がキャッチするってすごい大事だなというふうに私は思っていますので、今後にも生かしていただきたいんですけれども、具体的な子供たちの声というのはしっかりキャッチしていただきたいなというふうに思いました。

あと、1ページの中で、主な意見の中で、学校の授業で子供の権利についてやってほしいですとか、子供同士、意見を共有する場が欲しいという、そういう意見が子供たちの中から出てきたということで、前回も申し上げたかもしれないんですけれども、これから条例をつくる中のワークショップだったんですけれども、今後やはり小・中学校のほうともしっかり連携していただいて、授業の場で学ぶ時間をしっかり取っていただくとか、また、先ほどもありましたけれども、様々な場で子供たち同士がやはり共有する場がすごく大事になってくると思うんです。

やはり1回こっきりだとなかなか深めるところまでいっていない部分もあるかと思うので、お子さんたち一人一人が考える時間というのをしっかりと与えてあげていただきたいですし、知識とか自分自身の考えを深めていくという中で、自分の命とか、相手の命とかいうことの、お互いの理解とか尊重というのが生まれたりとか、生命、尊厳とか、やはり相互理解というのが進んでいくんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこにはしっかり時間をかけ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

てやっていただきたいなということはすごく思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○委員長　こども政策課長。

◎川口卓志　こども政策課長　委員おっしゃるとおりだと思います。それで、今回条例制定させていただきますけれども、来年度以降も取りあえず子供の権利等学ぶ機会というのと、あとは意見を共有していくというのはやっていきたいと思っておりますので、教育委員会とも連携して進めていきたいと思います。

◆松尾伸子　委員　そうですね。よろしくお願いいたします。

○委員長　よろしいですか、はい。

ほかに。

中澤委員。

◆中澤史夫　委員　骨子案の中の30ページの基本施策の中の（５）安全安心の確保のところ、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設の関係者は、子供を犯罪、事故、その他の危害から守るためという言葉があるんですけど、ここにできれば災害という言葉も一言入れていただければなと思います。ちょっと文字数が多くなると思うんですけども、そこを検討していただければなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長　こども政策課長。

◎川口卓志　こども政策課長　確かに安全安心の確保という点では犯罪、事故だけではなくて、近年もう激甚災害等も多々ありますので、それに対しての対応というのにも必要になってくると思いますので、その辺りは調整させていただければと思います。

○委員長　中澤委員。

◆中澤史夫　委員　分かりました。

骨子案も非常に読んでいくと、そうだなという部分もありますし、なかなかここまでまとめるのは大変だなというふうに思いました。居場所づくりに関しても、やはり子供の意見をしっかりと聞いていくのが大事だと思いますので、その中で、こういう居場所が欲しいなというような意見も聞きながら、そういうところも決めていただければと思います。基本はやはり子供が中心になっていきますので、子供の意見を聞きながら、大人がまとめていくという方向性が一番いいと思いますので、大変だと思いますけれども、進めていただければと思います。以上です。

○委員長　ほかには。

中嶋委員。

◆中嶋恵　委員　こどもの権利条例を制定することで、これまでの区取組と何か変わる点とかあったら教えていただきたいんですけども。

○委員長　こども政策課長。

◎川口卓志　こども政策課長　この権利条例をつくるに当たっては、日本が子どもの権利条約に批准をして、令和５年にこども基本法ができてという流れがあって、やはり国全体、国が進

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

めてきたもののプラス、自治体としても具体的にいろいろ子供の権利という点で、理解の促進であったりとか、意見表明だったり、社会参画の機会の拡大とか、社会全体で子供を支えるという視点が大事だと思いますので、条例を制定することによって、そういった点というのは進んでいく、機運醸成も含めて進んでいくということで考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。条例を理念だけで終わらせないためにも、具体的な施策だったりとか、制定したらここが変わりましたよとか、主な意見、先ほど松尾委員からも考える時間とか、そういったことも学校の授業でやっていけたらというところで、こどもの権利条例についてもかみ砕いて、子供たちにも分かりやすく伝えることが必要だと思いますので、こちらは要望で、はい、お伝えします。

○委員長 ほか、ございますか。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 このこどもの権利条例、ようやく本区でも条例化するということが決まって、そして、こうして具体的な条文ができてきたことは大変うれしく思っております。私も一般質問などで前にちゃんと条例をつくって、それで進めるべきだというふうなことは申し上げてきたところなので、区の姿勢として、子供の意見を聞く、そしてまた、権利もしっかり守っていくということが明文化されたことはよかったなと思っております。

そこで、何点かちょっとお願いがございまして、31ページの虐待、体罰、いじめ等の防止というところがあるんですが、この中に、私は性被害の防止、これも入れていただきたいというふうに感じました。このことをしっかり入れることによって、文部科学省も各学校に対して、命の安全教育を進めるようにという通達もしておりますし、また、そうした加害者に対する対応も大変厳しくなっている今現状がございます。そういう中で、やはりこれはないがしろにしてはいけない項目だというふうに思っておりますので、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 確かにおっしゃるとおり、大事な視点だと思っております。虐待、体罰、いじめ等ということで、広く記載をさせていただいたんですけれども、こども性暴力防止法自体も今年12月に施行されるという世の中の動きもありますし、委員のご指摘いただいた点については、入れられるような形で調整はしていきたいと思えます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 ありがとうございます。それで、ぜひそこはね、重く受け止めていただきたいと思っております。

次に、10番の子供の権利が守られていない状態からの回復というのは今、秋間委員からも指摘があったけれども、ここは非常に現実的には重要なところだと私も思っております。このような文言での書き方をしたのは、私は台東区らしいなという感じがするんですね。ぎちぎちに、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こういうときにはこうする、こういうときにはこうするというふうな、その仕組みを幾らつくっていても、現実的にその権利が守られていない状況というのをどう把握して、それをどう防止していくのかという最初の段階が極めて大事だと。そういう意味では、ここに権利が守られていない状態の早期発見に努めるということが明記されているんですね。

そうすると、この早期発見のためにどうするんだと、何をしていくんだというところの具体策を区として、あるいは区民の皆様、あるいは保護者の皆様に、どうこのことの大事性を周知啓発し、みんなが子供の権利を守る状態にしようというふうにしていくのかというところが、一番この10番に込められている大事な部分だというふうに思っております。それでもなおかつそういう状態が起こったときに、さらなるそのステップとしてどうするのかということは、そのための体制を確保するという表現になっていると思うんですね。その確保の仕方というのは、それは今いろいろところで問題が起きたときに、第三者委員会をつくるとか、いろいろなことになっていて、その状況に応じた体制の確保の仕方ということは様々あるかと思うので、そこに含まれているというふうに私は理解をいたしました。

そういう意味で、最初に申し上げた必要な支援、それから早期の発見、このところの何か具体的にこれから考えていこう、あるいはもう既に考えているよということがあったら教えてください。

○委員長　こども政策課長。

◎川口卓志　こども政策課長　今ご意見いただいた内容につきまして、早期発見、支援につきましては、現状、要保護児童支援ネットワークですとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、いろいろと動いて早期発見、支援やっているところもございます。その辺りも分かりやすいようにまたお伝えしていくことも大事なんですが、先ほど秋間委員のときにも私お答えさせていただきましたけれども、やはりちょっと相談しやすい体制というところで、そこも早期発見につながりますし、支援にもつながると。そういったところはいろいろと子供たちからもいろいろな意見いただいていますので、そこを基に進めていきたいと、そのように考えております。

○委員長　高森委員。

◆高森喜美子　委員　ぜひしっかりとそこを進めていただきたいとお願いをしておきます。以上です。

○委員長　秋間委員。

◆秋間洋　委員　今、高森委員すごくいいことをおっしゃってくれたなと思うんですが、早期発見せずとも、もう既に区として認識している問題で子供の権利が奪われている問題ってあるんですよ。それはもう昨日は石原区議が言った強度行動障害児、率直に言ったら、もうショートステイも、あるいは日中の預かる場所も非常に制限されている。これはその子の人権の問題として、やはり早期発見の前に、もう既に昨日も答弁で、何とかそういう受け入れる施設や事業者の体制を整備していきたい、そこに支援していきたいという答弁がありましたね、昨日ね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですから、そういう点では、今回この条例ができることによって、昨日のような答弁が、もっと分厚く背景ができると、予算要求もしやすくなると。そういうことが私、先ほど中嶋さんから出ただけけれども、条例は、子供のこの権利部分についての予算要求がしやすくなるとか、そういう大きな効果が私はあると思うんですけど、その辺はどうなんですか。それはいいか。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 予算のことについては、私はなかなか明言があれなんです、私たち所管の思いとしては、条例ができることによって基礎の部分ができますので、それを根底としてこういった事業が必要でとか、そういったところは、この策定作業の中でも、庁内いろいろと連携が密になった感じがしています。言葉だけの連携ではなくて、本当の意味の連携ができ始めていると思いますので、いい意味でこども家庭部ができたことによって、この権利条例をつくることによって、よりよい予算になるように、私たち所管としても努めていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

◆秋間洋 委員 はい。

○委員長 では、本目さん、いいですか。大丈夫か。

では、吉岡副委員長。大変長らくお待たせしました。

◆吉岡誠司 副委員長 すみません、失礼いたします。今回のこども条例、権利条例について、助けを必要としている子供に手を差し伸べて、必要な支援につなげていくという考えに私も賛同しております。

その上で、自身の経験から、権利という言葉の伝え方について慎重に考える必要があるということをお伝えさせていただきました。以前お話ししたんですけども、私が小学校の頃、同級生の一部の子たちが、自分たちには教育委員会に言う権利があるということ、自分の要求が何でも通るというふうに意味を受け止めてしまっていて、その結果、先生も萎縮してしまい、何も言えなくなってしまう、学級崩壊のような状態になってしまったということがありました。全体の学びの機会を失ってしまったというところもあるのですが、自分は遊びに夢中だったので、あまり影響なかったんですけども、実際、全体の雰囲気自体は結構重くなっちゃっていたというのは感じていました。権利は自分がやりたいことが何でも認められるということではなくて、自分の権利が大切にされるのと同じように、友達や先生、親御さんの、ほかの人の権利も大切にされなければいけないんじゃないかなと思っています。

今回の骨子案でも、30ページですね、基本施策の3番の広報及び啓発の中に、自分の権利や自分以外の人の権利を大切にできるよう、学ぶ機会を確保すると書かれています。この考え方は自分、大切だとは思いますが、子供たちの認識のずれが出ないように、施策の部分だけでなく、条例の中心となります子供の権利の項目にも、自分の権利と同じように、他者の、ほかの人の権利も大切にするというようなことを記載していただきたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2点目が、お隣の墨田区のこども条例では、何がよくて何が悪いのか判断する力だったり、相手を思いやる気持ちを育む教育という考え方が理念に掲げられています。自分の権利が大切にされるのと同じように、他者の権利を尊重しながら、社会の中のルールを守って生活していくという力も必要だと思っています。そこで、善悪を判断する力や、相手を思いやる気持ち、社会の一員として行動する力を育てるということについても基本的な施策に盛り込んでいただきたいです。

3番目が、28ページですね、4番の子供の権利の2番、育つ権利ですね。この中に、自由で多様な選択ができること、あとは、今だからできることに、夢中になれることというのがあります。言いたいことや目指している方向は、すごく自分も分かります。

ただ、何をもって自由な選択とするのか、どのような状態を夢中になれると考えるかは、やはり一人一人の考え次第になってしまうと思うので、例えばそれが家庭で生活習慣について注意されてしまったりとか、学校、集団行動をしているときのルールを守るように指導された際に、自分の自由を妨げられてしまったと、やりたいことを邪魔されたと受け止めてしまう、認識のずれが出てしまうこともあるんじゃないかなと思いました。そういった言葉は、子供の可能性を広げる上では大切だとは思いますが、権利として並べていくよりも、区が目指す環境づくりの目標として整理するほうがいいんじゃないかなと自分は考えております。

4点目が、29ページの6番、保護者の役割についてですね。子供を育てる基本的な責任は、まず家庭であり、保護者にあると私、考えています。こども基本法でも、お父さん、お母さん、その他の保護者が子供の養育について第一義的な責任を持つと定められています。子供を育てる上で、まず中心となるのは家庭であるということを記載していただきたいです。虐待だったりとか、高森委員も言っていらっしゃった性被害、そういった子供の安全や命が危ない場合には、行政が介入して子供を守ることというのは大切だと思うんですが、あと、家庭では抱え切れない問題に関して、行政が必要な支援につなげるということも大切だと思っています。

一方で、全部の家庭に行政が深く関わるのは違うのかなと自分は思っていて、それぞれの家庭のこれまで大切にしてきた考え方だったりとか、子育ての方針があると思っています。必要などころには手を差し伸べて、家庭の主体性もしっかりと尊重しながら、必要以上には干渉しないという視点も自分は大切だと思いました。

長くなったんですが、今の4点ですね、今後の条例策定の中で改めて検討していただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 副委員長より非常に大事な視点で4点、新たに入れるものと、整理すべきものというところで、ご指摘いただきました。ありがとうございます。

まず、1点目、お話しいただいた、自分以外の権利も大切にするということ。普及啓発のところには記載していたけれども、もう少しちょっと具体的にということと、あとは相手を思いやる気持ち等の件につきましても、どのような形で入れられるかということも含めて、調整

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はさせていただければと思っております。

3点目、育つ権利に記載している文言で、ちょっと場所というか、政策のほうにというお話がありましたけれども、こちらでも子供たちがワークショップなどをやって、直接ダイレクトに出てきた言葉でもあったんですね。なので、その辺り明記させていただいたんですが、ご指摘も踏まえて、どのような形で整理できるかというのは検討させていただければと思っています。

最後に、4点目の保護者が子供の養育について第一義的な責任を持つというのは、こども基本法にも明記されているところでもあります。定義づけは当然していただんですけども、ここにちょっと具体的な表現というのはしていなかったんで、ここも改めて検討させていただければと思っております。

いずれにしても、子供たちをはじめ、多くの方々に、区の条例制定の意図がより伝わりやすくするために、つくった後も分かりやすく、何かリーフレットを作るとか、啓発するとか、そういったことにつながるように、いただいたご意見を基に、引き続き、しっかりと検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

◆吉岡誠司 副委員長 はい。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 今ので1点だけ。副委員長の後で申し訳ないんですけども、今の保護者の役割のところに、一義的には家庭が一番だみたいなのを入れるかどうかについては、私自身は今お話を聞いていて、さらにこのこどもの権利条例というところにおいて入れるべきかといったら、必要なんだろうかとこのところはちょっと考えるので、そういう意見も、違う意見もあるよということは認識しておいていただきたいなと思ってるので、発言です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私は本目さんに大賛成で、これは入れるべきではないというふうに思っておりますので、そういう意見もあるということ。その理由について言うと、また相当やらなければいけないので、以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆秋間洋 委員 はい。

○委員長 このこどもの権利条例について、委員長としていろいろ、ちょっと調査させていただきました。所管のご協力があって、都内23区のうち12区が既にもう条例を持っていちゃるということで、それを比較検討及び現地へ行ったり、電話のヒアリングをさせていただいたところ、大きく分けて2つのパターンになるんだというのがよく分かっております。

そんな中、台東区の条例については非常に心というか、ごめんなさい、配慮が物すごいなされている条例案ではあったものの、またさらにここで今回いろいろな意見が出たということで、またちょっといろいろ所管にはご面倒かけるかと思いますが、ぜひ台東区らしい、素晴らしい条例ができることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、（仮称）北上野二丁目福祉施設新築工事入札不調への対応について、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長、報告願います。

（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 それでは、（仮称）北上野二丁目福祉施設新築工事入札不調への対応について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに、項番1、経緯は、資料記載のとおりでございます。

項番2、事業者ヒアリングです。入札不調後、本プロジェクトに関心を示していた複数の事業者に対して対面でのヒアリングを実施しております。主な意見として、人員不足に関するもの、工期や積算期間に関するものや、特定JVに関するものなどがあり、現状のままではいずれも請負は難しい旨の回答をいただいております。

2ページをご覧ください。項番3、今後の対応でございますが、ただいまご説明したヒアリング結果を受け、次のとおり進めてまいります。

まず、（1）工期の延伸及び工費の見直しとして、資料記載の状況を踏まえ、工期を15か月延伸、工費を32億円増額いたします。

次に、（2）発注時期の先送り及び積算期間の確保として、発注時期の先送りと、公告から入札までの期間の十分な確保を行います。積算期間については、従来の倍の3か月を予定しております。あわせて、設備工事につきましては、建築工事の事業者決定後に発注いたします。

次に、（3）入札資格要件については、資料記載のとおりで、最後に、（4）開設時期の変更については、ただいまご説明した（1）及び（2）の内容を踏まえまして、開設時期を令和14年3月に変更いたします。

3ページをご覧ください。項番4、補正予算額案につきましては、今年度中の着工が困難となったことから、資料、変更後の表のとおり、本年度の工事費及び工事監理委託の予算を皆減し、債務負担行為の期間及び限度額の補正をお願いしております。

項番5、今後の予定でございます。11月中旬に建築工事の再々公告、2月に同入札、その後、3月中旬に設備工事の再々公告、5月に同入札を予定しております。新施設の竣工は令和13年11月、開設は14年3月の予定でございます。

最後に、今回の入札不調に伴いまして、開設が遅れることを重く受け止めております。区議会をはじめ、区民の皆様方に変なご迷惑をおかけしますことをおわび申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 この今の説明の中に、複数の事業者ヒアリングというふうにありますけれども、これは幾つの会社でやったのかと、これは。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 公告時に資料を取りに来られた事業者を中心に、対面で行ったのが6社、また、過去に台東区の区有施設を建築した実績のある事業者3社に対しまして電話で確認を行ってございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 9社にやったということですよ、そうすると。今回工費の増額というのは令和9年度との積算の単価、これを見込んだものだというふうにありますけれども、それで十分なのかという点はどうなんですか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 今回示しました工事費の増額分ですが、工期を延伸するための、そのための経費の増にプラス、先ほど委員がおっしゃられました9年度分の物価上昇分の額を見込んだ額となっております。そのため、工事費としては十分な額と考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、第1回目も、ここは1社だけでしたけれども、情報ヒアリングやりましたよね。今回は9社ということで、広がったのは悪いことではない面と、逆にだけれども、情報がここまで明らかになって、業界に知られてきているということというのが、第3回、再々公告で2月の入札に当たって、つまり、この情報収集している会社と区のやり取り、その中にいた事業者と、その外でこの入札を考えようかという事業者との関係での情報ギャップですね、あと、不公平、こういうものが生じないかという、この辺の心配なんです、その辺いかがですか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 今回ヒアリングをしました内容は、主に事業者の人材不足の状況と、工期についての内容でございます。公告時に出した情報以外につきましては特に明らかにしてございませんので、入札時の不公平、不公平は生じないと今、考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 主に工期ということであれば。とはいっても、やはり前、そうですね、五、六年前ですかね、街灯、街路灯の洗浄工事の問題で、うちの会派は非常に不公平ではないかというのを取り上げました。それは一部の管理会社じゃないんだけど、ところからの見積りで、それに基づいて積算を区がやっているというのが常態化していて、それで相対的に高い、そういう洗浄費の問題というのを決算だったか予算だったかでやった覚えがあります。ですから、そういう点では、やはり非常にここまで確かに苦しいんですよ。苦しいのは分かるんですけども、事前の予定価格に関わるような情報、そうじゃないということなんでね、今回はいいですけども、しかし、そういうふうにならざるを得ないような、これだけ長くいろいろ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

な情報交換がされると、そこを非常に心配しているのが一つです。

あと、もう一つは、開設が2年延びるわけですが、この松が谷福祉会館の修繕というのは、今もやっていますけれども、これについてはどうするのかと。これはいかがなんですか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎平田佳緒 松が谷福祉会館長 お答えさせていただきます。

松が谷福祉会館では、新施設開設までの間、サービスを安全かつ適切に提供するため、現在も適宜修繕工事を実施しております。今年度は1階から3階の空調設備の不具合解消のため、空調施設の更新工事を実施いたしました。北上野新施設が開設されるまで、利用者の皆様に安全にご利用いただけるよう、今後も必要な維持、修繕工事を行い、事業を円滑に実施してまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ここまで延びると、本来北上野開設時に松が谷の現在のサービスよりもプラスされる部分だった、例えば成人の医療的なケアの問題とか、あるいは給食ですよね、提供とか、こういう問題というのはもう松が谷で、北上野待ちにせず、始めるべきじゃないかと思うんです。その辺はいかがですか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎平田佳緒 松が谷福祉会館長 新施設で開始を予定していた事業のうち、現施設で実施可能なものについては、現施設でも実施できるよう、既に検討を進めております。新施設への移転を待たずにサービスを提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 館長、できたら具体的にどういうところが前に転がりそうなんですか。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎平田佳緒 松が谷福祉会館長 現時点で検討しているものにつきましては、先ほど委員からご指摘のありました障害者デイサービスにおける医療的ケアの対応の拡充であったり、基幹相談支援センターについても地域の相談支援体制の強化であったり、まだ検討するところはたくさんあると思いますので、適宜検討して、できるものについては実施していきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 よろしくお願ひしたいというふうに思います。給食は少し設備投資というかそういうのがあれだから、ちょっとハードルが高いのかもしれないですけど、できればそれというのも、それは次の問題と、実はおとといの団会議で、今回の報告認めるべきじゃないという、真っ二つに分かれたんですよ。どちらがどちらじゃない、もうそれで、というのは、今回で241億円ですよ。これって公共施設の総合管理計画のベースからいうと、大体4年分なんだよね。つまり、台東区全体の公共施設、特に学校修繕などが中心ですけども、こういうものの4年分がこの北上野になるって、そのぐらいの規模のものであるということでありま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。

あと、もう一つですけれども、これは私たちは結論としては、今回認めたいと思っています。ただ、実はこの間の8月10日だったかな、建通新聞で、台東区の公立学校の修繕の問題で、外部コンサルに委託したという報道がなされたんですね。これは実はもう既に今年の台東区の予算の中に入っていたことなので、何かあれだけ取り上げると、突出したように見えたんで、私も誤解があったんですけれども、聞いてみると、小学校の3つ、富士小学校と上野小学校と大正小学校の大規模改修が、種地がないためにできないというふうなことというのが大きな原因になっているわけですね。

そうなった場合に、もう私は延期して、北上野を思い切って、今回が入札不調になったらですよ、不調になったら延期して、少なくとも大正と上野はあそこで種地に十分なるわけです、すぐ近いんだから。そこの修繕終わった後で、松が谷は先ほど館長からあったように、最大限今の利用者の人たちを北上野待ちにせず、サービスを拡充すると。これと併せてやっていくというほうが、私は区の財政にとっても、私、区はこのぐらいで痛まないと思いますよ、金たくさんあるんだから。

だけれども、だけれどもやはり無駄遣いじゃないですよ、大事なだけれども、やはり今時期が悪すぎますよ。中野サンプラ、国立劇場、本当に私、今回の問題のときに、幾つかゼネコン関係の人に聞きましたよ。そしたら、大型の長期の公共事業は逃げ回っているって言っていますよ。やりたくない。それが現実だと思うんです。民間だってそういうふうに言われているぐらいなんだからね、それは今一番時期が悪い。それであれば、むしろ福祉サービスの後退、前進はさせて、今回もちろんあしたばだとか、いろいろなほかの母子とか、あと子供療育とか、いろいろな問題あるけれども、できたほうがいいのは分かるけれども、しかしそれは次の入札が不調になったら計画を一旦白紙に戻すというぐらいのことでね、先ほど課長が議会におわびしたけれど、課長の責任じゃないから、これは、率直に言って。だから、そういう点では、そのぐらいの決意が必要になってきたんじゃないですか。その辺どうですか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 今回のただいま秋間委員からご発言ありましたとおり、我々も本プロジェクトが区財政に与える影響は大きいものと認識してございます。次回、再々公告では、事業者の意見も踏まえまして、今回工期の延伸及び積算期間を見直すなど、発注条件を大幅に改善し、区として最大限できる対策を講じます。1社でも多くの事業者が入札に参加いただけるよう、まずは再々公告に向けた準備を鋭意進めてまいりたい、このように考えてございます。

○委員長 秋間委員、よろしいですか。

◆秋間洋 委員 以上です、はい。

○委員長 ほかにはございませんか。

高森委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆高森喜美子 委員 今回不調への対応ということで、ご報告なんですけれど、これまでこの北上野二丁目施設の計画というのは、私たちもこういう施設を造ってほしいということで、子育ての委員会でもエールぎふというところに視察に行ったり、そして、こうした子供が相談事などがワンストップでできる総合的な施設を造ってほしいとずっと言ってきて、それでようやく具体的なところに踏み込んできた。そして、一等最初、令和5年ですよ、基本計画つくっていただいた。その時点では、概算としては115億円ほどの金額でできるだろうという見通しを立てていらっしやった。

しかし、その後、令和7年には床面積が増えたり、計画が変更になってきましたよね。私が思うには、もう既にこの時点で物価の上昇というのは既に起こっていた。それから、建設関係のそうした会社が大変建築に対して先行きが見えない、そういう状況になってきているということは、私は区も把握していたんじゃないのかなとは思うんですね。そういう中で、入札が不調に終わってきたわけだけでも、この経過の中で、何か足らざるところはなかったんですか。これはしょうがなかったんだと。

○委員長 村上委員、ちょっと静かにしてください。

◆高森喜美子 委員 物価が上がってしまったので、自分たちの範囲を超えているんだという、そういう認識なんでしょうか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 今回の入札不調ですとか、ヒアリングの結果を踏まえまして、我々ども見通しが甘かったことにつきましては、委員おっしゃるとおりであり、責任を痛感しているところでございます。区民の皆様方の期待の大きい施設だけに、落胆させてしまったことにつきましては大変申し訳なく思っております。社会経済状況の変化を的確に捉えることができなかったことや、ヒアリングについても遅きに失したことが今回の事態を招いたと重く受け止めております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはりこれまでずっとデフレの状態が続いていた経済状況だったわけで、ここで急に円高が進み、インフレが進んでくるような経済状況になってきたという中で、この建設の事案だったということは、私たちも承知しております。

しかし、令和7年は、これは総工費概算で162億と、もうその時点で50億大きくなっているんですね。さらにその後、令和8年では209億ということで、40億以上をこれがまたさらに上がってきた。今回さらにですよ、241億という金額に跳ね上がってきているんですね。こういう経済状況の中で、打つ手がなかったんだろかと思ってしまうんですね。それはこの建設がもう既に100億以上、最初の概算要求から上がってきているというところは、私は深刻に受け止めていいんじゃないかなというふうに感じております。この金額の上がり幅、こういうのは今の経済状況の中で当たり前なのかなと。これは区民の皆様方に説明するに当たっても、かなり大きい金額ですよ。その点についてはどのように感じているのか、教えてください。こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れ、区としての姿勢の問題です。

○委員長 こども家庭部長。

◎前田幹生 こども家庭部長 先ほど担当課長のほうからご答弁申し上げましたとおり、今回の結果については区としても大変重く受け止めております。委員ご指摘のとおり、このような急激な状況の変化というところを捉え切れなかったというところにつきましては、やはり区としても責任があるものと認識をしております。事業者のヒアリングについても、やはり1回目の入札不調時の後に実施すべきであつたであろうし、その時点、その時点での見通しをしっかりと持って対応すべき点はあつたのではないかというふうに、若干拙速であつたというところは大きく反省をしている点でございます。

ただ、本プロジェクト、非常に平成29年の松が谷福祉会館の在り方検討からスタートをいたしまして、障害者団体や地域の皆様と丁寧に議論を重ねながら、区議会の皆様からも様々なご意見頂戴しながら進めてきた、丁寧に進めてきたという点がございます。区民の皆様、区議会の皆様には今回の見直しによって大変なご迷惑をおかけすることにつきましては、心からおわび申し上げますとともに、今回の反省を生かして、しっかりと見通しを立てて、今後の事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解の上、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今、部長が反省を踏まえて、これから進めていくというお話でしたけれど、やはり1回目の不調のときにもう少ししっかりと現状を把握するという姿勢が、私はもうそこが肝腎な部分であつたんじゃないかなというふうに思っております。

これまでのデフレのときのように、安く、少しでも安くというような感じの入札状況とは全く変わってきているということでもありますし、それから、現場でちょっと難しい、今までとは違うような設計の現場で指揮する人、そういう技術者、こういう方々がいないんですよ、今、本当に。だから、そういう意味では、きちんと現場指揮できる方々がいるような、そういう会社じゃないと、この6階まで吹き抜けでね、ガラス張りという特殊なデザインですから、これを進めていくというのは大変難しいというふうに思います。このデザインの特殊性というのも、こんなデザイン、難しいことをやっていたいいのかなと、私は思いましたが、今これで進めていくという決意で臨まれているということでございます。100億増えたというのはいかにも残念でありますけれども、この結果をいい方向に持っていく努力をこれからはするしかないですよ。そこは肝に銘じていただきたいんですが、どんな見通しですか。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 先ほど来から委員のほうからいろいろご意見いただいているところでございますが、やはりこれだけの財源を通して事業を推進するということで、私としましては大きな責任を感じる一方、開設を待ち遠しく思っておられる区民の方々もたくさんいることも事実でございます。私、担当課長を拝命しまして4年目に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なりますが、区民の皆様方の期待に応えられるよう、新たな決意の下、開設に向け尽力してまいります、このように考えております。

○委員長 石塚議長。

◆石塚猛 議長 委員長、いいか。先ほどからやり取り聞いていますけれどね、もっともなんだけれども、今の建築業界の状況を我々、自由民主党は台東区に関わる建築業者の幹部を全部お呼びして、直接お話を聞きましたよ。そしたら、やはり公共事業を請け負うというのは非常に難しいということを直接訴えてきた。それはどういうことかということ、職方が集まらないんだって。もうどんどん利益の上がる建築のほうへ絞られて、特にほら何だ、こういう公共事業、特に台東区の発注するあれをね、とにかく契約できないというんだよ。それはつい半年前に聞いたからね。それで、例えばスーパーゼネコンの会社役員などに聞いてみると、仕事取ってくるなというんだね。営業もう要らない、本当なんだ、このご時世。そういうあれを、言わばさ、台東区で食っている業者だよ。だけれど、それでも対応できないってこぼしていたよ。

だから、あんたたちの責任じゃないんで、ここまで来たら、課長、くくってさ、何としてもやり遂げてくれよ。そうでないとやはり区民の負託に応えられないよ、我々もね。そういうことで、先ほど部長は決意表明したけれどね、もうそこに期待するしかないよ、そこに期待するしか。ぜひ頑張ってよ、ここまで来たら。何としてもやり遂げてください、お願いいたします。以上。

○委員長 はい。もうよろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ちょっと私から一言申し上げさせていただきます。公共工事の積算については、私ももともと建設業にいたのでよく分かるんですけども、通常価格より高めに設定されていたはずのものが今、市場が逆転してしまっているという状況は、もうこの数年、とっくにもう状況は完全に変わってきている状態です。恐らくこれ積算を始めたのは令和5年より前の状態で始めたから、ここまで計算し切れなかったと思います。この施設だけじゃなく、今後の台東区の施設等については、そういった視点をきちんと持った上で、ぜひ各所管においては認識していただき、積算及び概算要求等をしていただければなというふうに思いますので、それだけお伝えしておきます。

ただいまの報告につきましては、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区要保護児童の状況等について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 それでは、子ども家庭部報告事項の3、台東区要保護児童の状況等について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、項番1、新規相談です。(1)新規養護相談数の表は、各年度で新規に受け付けた相

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

談児童数の推移を示しておりますが、本年の報告から子ども家庭センターでの相談数について、運用を開始した令和6年度に遡って記載をしております。そのため、昨年の本委員会で報告しました6年度の合計数についても変更をしております。

なお、子ども家庭センターの相談数は、この後、保健サービス課より母子保健事業の実施状況について報告がございますが、ゆりかご・たいとう面接や乳児家庭全戸訪問などから要フォローとしたケースのうち、一体的に相談支援が必要なご家庭を養育困難としてカウントをしております。

それでは、表の最下行、令和7年度をご覧ください。右から2列目の合計ですが、令和7年度は1,268人であり、6年度と比較して153人増加しております。

そのうち、虐待の相談について、(2)の表のとおり、7年度は身体的虐待とネグレクト等の増加により、合計で43人の増となっております。

この増加理由の一つとして、(3)虐待相談の通報経路において、学校、保育園等からの通報が前年度と比較して多くなっておりますが、当センターの職員が令和7年度から保育園等に出向き、虐待のリスクや通報が必要な範囲等を説明するほか、その場で気になる子供の相談を受けていることが挙げられます。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。項番2、(1)要保護児童数です。表の最下行、7年度をご覧ください。左の列から順に、6年度からの継続数として261人、7年度中の新規数が788人、これを合計した年間登録数が1,049人となっており、ここから年度中に終了した人数574人を差し引いた年度末時点の数が475人となっております。

なお、表の欄外に記載のとおり、子ども家庭センターで扱ったケースのうち、7年度から関係機関で見守り等が必要な児童を要保護児童として対応する運用に変更したことから、要保護児童数が大きく増えております。

次に、(2)要保護児童年齢内訳について、全年齢層で増えておりますが、特に子ども家庭センターとして関わる乳幼児期が増加しております。

(3)会議体開催回数については、資料記載のとおりでございます。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。項番3、今年度を実施する啓発事業です。(1)里親啓発について、登録自体は東京都の事業となりますが、子ども家庭支援センターも都と連携して、10月の里親月間を中心に啓発事業を実施しております。具体的には資料記載のとおり、養育家庭体験発表会の実施や、下町こどもまつりでの啓発、図書館での特集コーナーの設置を予定しております。

次に、(2)要保護児童支援ネットワーク講演会は、要保護児童の支援に関する現状や知識をテーマとして、区民の皆様や関係機関の職員向けの啓発を目的に毎年度実施しており、今年度は思春期の子供を取り巻く状況と関わり方についての内容で実施する予定です。

続いて、(3)オレンジリボンキャンペーンでは、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、庁舎1階等に子供の健やかな成長のためのメッセージが書かれたオレンジリボンツリーを展示

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

する予定です。

最後に、（４）児童・生徒、保護者向けの啓発として、小・中学校への相談レターを配布するほか、保育園等を通じて保護者にリーフレットを配布してまいります。

なお、次のページには、昨年度の啓発事業の実績を参考として記載しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 すみません、お伺いいたします。（４）の虐待予防啓発なんですけれども、中３までの生徒さん全員には配布している一方で、高校については区内高校への配架依頼とありますよね。これ、実際にどのような方法で高校に届けて依頼をお願いしているか、また、実績も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 配架につきましては、資料記載のとおりとなっておりますけれども、区内高校にリーフレット、相談レターを配布をしております。

実績としましては、この相談レターを通じて子ども家庭支援センターに悩み等の相談があったものはございません。

◆大浦美鈴 委員 ございませんか。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 はい。

◆大浦美鈴 委員 そうですか。分かりました。先ほど秋間委員もおっしゃっていたように、困り事というのは悩みとか、ＡＩに相談するのがもう何かスタンダードになってきてしまっている状況なので、やはり実際に生身の人間にとか、専門家とか、そういった方に相談できるような体制を少しでも広げていただけたらと思います。何か方法を考えてください。よろしくお願いいたします。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 区内、ここに記載以外の部分で申し上げますと、小学校や中学校、また、児童館やこどもクラブや区民事務所、そこに相談先を記載したステッカーを貼っておりまして、そこで子ども家庭支援センターに連絡できるような環境をつくっているというところでございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。

放っておくと、どんどんＡＩに相談するのも低年齢化していくことが想像できますので、その辺りも鑑みて、啓発をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

では、中嶋委員から行きますか。

◆中嶋恵 委員 里親養育家庭体験発表会、私も昨年も、以前も参加させていただきましたが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

体験発表を聞くことで里親制度の理解が深まりますし、また、実際の養育の大変さを知る機会にもなると考えます。実際、体験の発表を聞いて終わりではなく、相談会とかは区でもやっていると思うんですけども、研修や里親登録、登録は都の管轄かもしれないんですけども、区としても継続的に支援をする仕組みが重要と考えますが、区の今後の取組とかについてのお考えなどはいかがでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 里親についてでございますが、虐待や病気等の理由によりまして、親元で暮らすことのできない子供は都内に約4,000人おります。こうした子供たちを自らの家庭に迎え入れて家庭的な環境で育てる里親について、その数を増やしていくことは非常に重要であると考えております。

そのため、ご説明しましたとおりになります。10月に開催する養育家庭体験発表会、また、その後には相談会も開催をいたします。また、加えて下町こどもまつりでのブースを設置することで、周知啓発に取り組んでいるところでございます。登録自体は東京都の事業となりますが、都と密に連携しながら、登録者が増加できるように、様々な機会を捉えて周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。

例年庁舎10階で行われているんですけども、10月18日開催は台東区民館での開催というのですが、会場の変更理由についてなどは教えていただけますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 今年の日曜日に開催を予定をしております。一つはアクセスのよさですとか、また、託児の用意もしておりますので、運営のしやすさですとか、あとは規模の部分もございますので、その点で会場を変更させていただいたところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回、子ども家庭センターに寄せられたものも含めてご報告されているので、ちょっと分かりにくいのでお伺いしたいと思うんですが、いずれにしても虐待も養育困難も、どちらも増えています、大幅に増えています。これの要因をできるだけ掘り下げて教えていただきたい。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 まず、虐待につきましては、冒頭でご説明しましたとおり、7年度から保育園に巡回しまして、虐待のリスク、また通報の範囲等について説明を行ってまいりました関係上、保育園等からの通報が増えているという点がございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、養育困難につきましては、7年度は特に家族からの連絡、相談が前年度と比較して増えているところになります。相談内容としましては、育児への疲弊感の訴えですとか、児童の特性や発達に関わり方、また、ショートステイなどの区のサービスに関する問合せなどがございいます。所管としましては、子ども家庭センターの運営によりまして、妊婦、乳幼児の早い段階から関わりが増えたことで、保護者が子育てに関する悩みなどについて行政機関等に相談する意識が高まってきたのではないかと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ということは、子供をめぐる客観的な状況が、すごく困難が増しているというよりも、むしろそれを発見する力が、これが最近、増えている、大きくなっているというふうに理解していいということですね。

あと、次ですけれども、これ毎年聞いているんですが、非常に気になるのが、以前要保護として対応した履歴がある子供ですね、あと、独り親世帯の子供、あと、外国籍児童数ですね、これを年間登録数との関係で割合を教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 まずはご質問の1点目の新規受理したうち、以前要保護として対応した履歴のある児童になります。7年度の新規件数は788人のうち、過去要保護で受理していた児童は323人、率にしては41.0%となっております。

続きまして、独り親世帯の児童数になりますが、年間登録数1,049人のうち、独り親家庭の児童数は181人、割合としては17.3%となっております。

外国籍の、次に、児童数の割合になりますが、同じく7年度年間登録数1,049人のうち、外国籍の児童は64人、全体の6.1%でございいます。以上でございいます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いずれも前回、前年よりも増えていますよね。つまり、1回要保護として対応した児童、これたしか3割ぐらいだったのが4割台になっていると。あと、独り親のご家庭も、恐らくちょっと増えている。あと、外国籍の児童数も、これは増えていますね。だから、そういう点では、こういう困難を抱えやすい、そういう層というののところでの新規受理件数が増えているということは、やはり先ほどの、もちろん通報を広く取ったからというのはあるのかもしれないんですけれども、現場を回ったからということはあるかもしれないんですが、そこは中でもその割合が増えているというのは、課題として今後ちょっと意識していただきたいというふうに思います。

あと、都児相に直接通告が行って終了となったケースですね、これがあります。これは百二、三十件、例年あるんですけれども、これはどういうふうに区には報告されて対応しているのかということ。あと、もう一つ、あわせて、一時保護された台東区の子供の数、これを3年分ぐらい教えていただけますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 まず、都児相に直接通告が行き、区への報告についてでありますけれども、都児相に、その件数について、7年度は130件、資料記載のとおりですが、ございます。そのケースの把握、共有については、まず、児童相談センターでの受理時に子ども家庭支援センターに当該家庭児童についての相談対応歴の有無ですとか、児童の保育園や小学校等の所属先の確認、その中で、ケースの概要を共有いただいているという点、また、連携して対応しているケースについては、都度対応方針や進捗を共有いただいております。そのほか、私、子ども家庭支援センター長や相談担当の係長が児童相談センターで行う方針会議に出席をしております、その中で対応を終了するケースなどの把握に努めているところでございます。

◆秋間洋 委員 あと、一時保護。

◎小野田登 子ども家庭支援センター長 失礼しました、一時保護についてお答え申し上げます。

まず、7年度が38人でございます。6年度は21人、5年度は34人でございます。以上でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 例の4歳児の女の子の虐待死があって、やはりこれで都児相と区の子家センとの連携というのが本当に大事だということから、今度都児相も、もうちょっと、墨田のほうもね、あと台東も、今までのサテライトを直接今回、この後の報告ありますけれども、という形でやるんですけれど、今の課長の答弁だと、やはりどちらかというと、都児相は区に対して、台東区のお子さんがこういう状態になっているよということを報告はほとんどしないという感じだね。つまり、こちら側が情報収集に行けば何かしらという形で、私あの4歳児の痛ましい事件というのを都児相は本当にね、台東区ほど悼んで感じているのかという、そういう感じして、ここで聞いてもしようがないよな。だけれど、私はその辺のところというのをすごく感じるんですね。

なので、ぜひこれ、むしろ課長や係長がちょっと情報を教えてくださいって聞きに行かなかったら出さないというんじゃなくて、むしろシステムとして東京都はそういう困難事例、特にこの130件等は率先して、いろいろ守秘義務とかあるでしょう、だけれど、都はいったって、やはりこれって子供の命に関わる可能性もある問題ですから、そういう点では、その辺は強く、質問ということではなくて要望したいというふうに思いますので、ぜひ東京都にも議会でそういう意見あったよということをお伝えいただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、都区児童相談共同運営モデル事業について、こども家庭部副参事、報告願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 それでは、こども家庭部報告事項の4、都区児童相談共同運営モデル事業について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

初めに、項番1、概要です。令和3年12月から、本区、東京都、中央区の三者で都区児童相談共同運営モデル事業を実施しております。令和9年度中に本区を管轄する児童相談所が新宿区の児童相談センターから墨田区に開設予定の新都児相に変更になることを踏まえ、三者で協議した結果、令和9年1月からは本区と東京都で協定を締結し、モデル事業を継続してまいります。

次に、項番2、モデル事業における連携強化についてでございます。都との協定締結に当たりましては、現行モデル事業を基本としまして、次の連携強化を図ってまいります。

まず、1つ目は、新都児相が開設されるまでの間、児童相談センター内に台東区専任の職員体制が設置されること、2つ目は、区の個別ケースに対する児童相談センターによるスーパーバイズ体制の強化、3つ目は、心理職の専門性向上のための勉強会回数増、4つ目は、ハイリスクケースにおける区の緊急受理会議への児童相談センター職員の参加といった内容でございます。

最後に、項番3、新都児相との連携事業については、引き続き、東京都と協議を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 このモデル事業ということで、令和9年の1月からはこういう協定になりますということで、そこは理解いたします。

その中で、連携強化のところで、心理職の専門性向上のための支援の充実ということを図っていかうと、これは非常に大事なところだなというふうに思っております。やはりこうした児相との連携や、台東区の子家センの職員のそうしたスキル、そこが問われる部分が大きいというふうに思っていますので、この専門性向上のための職員、勉強してスキルアップした、区の職員ですから、セクションが変わってしまうということもあると、せっかくの勉強したことが次のセクションで生かせるとは限らないという、ちょっと心配な点もありますよね。その辺の人的配置の問題というのはどのようにこれから考えていくのか、教えてください。

○委員長 こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、特に心理職の職員につきましては、児童の面談のケアというところで非常に重要な役割を担っておりまして、それが人事異動等によりまして技術が生かせないということに関しましては課題があると思っておりますので、そこは人事課と調整しながら、児童

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の面談において、その技術を発揮できるように、引き続き調整、協議をしていきたいと思っております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはり人の、職員の方の配置の問題というのは、子ども家庭支援センターにとっては大きいだろうというふうに思っていて、そもそも区児相をつくるのかつくらないのかという議論があったときの最初の難題というのは、やはり人材の不足。そうした専門性の知識など、経験などを積んだ人でないと、なかなか現場で対応ができないということで、そうした人材を育てていくと、それが一つの大きな課題だったんですね。今日までその課題に関しては、どのような結果が出ているのか、教えてください。

○委員長 こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 高森委員ご指摘のとおり、児童相談所を設置するに当たっては、心理職、また福祉職、様々な職種の専門の方を必要とします。この人材の確保に当たっては課題というところがございまして、児童相談所の設置に向けて一旦白紙に戻したということの一つの理由となっております。子ども家庭支援センターで今まで人員配置しました専門職については、子ども家庭支援センターの中で児童の相談、また保護者への指導等に生かしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 それは児相の職員とはまたちょっと質を異にする部分もあるだろうけれども、でも、子供に接する、あるいは問題に接する、そういう場面では、やはり区の職員の皆様のそうした最初の初期対応というのが非常に重要だと思いますので、そこはしっかりと人的配置についてはこれからも考えていっていただきたいとお願いしておきます。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和9年度4月保育所等の利用申請等について、保育課長、報告願います。
保育課長。

◎村松有希 保育課長 それでは、こども家庭部5番、令和9年4月保育所等の利用申請等について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料5をご覧ください。

初めに、項番1、申請期間の(1)一次調整です。受付期間は10月1日から11月27日まで、郵送及びオンライン申請は11月13日を締切りとします。窓口予約期間、休日受付、希望園の変更、追加の締切りは資料記載のとおりで、結果通知につきましては令和9年2月2日の発送を予定しています。

続きまして、(2)二次調整です。受付期間は11月30日から令和9年2月12日までで、希望園の変更、追加の締切りは資料記載のとおりで、結果連絡につきましては令和9年2月下旬を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予定しています。

続きまして、（３）出生前の申請です。一次調整、二次調整とも出生前の利用申請を受け付けます。令和９年２月３日までに出生した場合は４月入園、それ以降に出生した場合は５月入園の利用調整対象となります。

（４）受付場所は記載のとおりで、ここまでの内容について、昨年度と大きな変更はございません。

項番２、対象施設は記載の６９施設で、こちらも昨年度と変更はありません。

２ページをご覧ください。項番３、保育所入所基準の一部改定です。保護者・児童の状況をより適正に判定するため、保育所入所基準の一部を改定いたします。（１）主な改定内容は、双子や三つ子など多胎児の同時申請に対するプラス２の加点を新設いたします。

（２）適用時期は、令和８年１１月利用開始分の入所調整からとします。

続きまして、項番４、台東区認証保育所等保育料助成の要件見直しです。認証保育所等を利用する世帯に対する支援の適正化を図るため、保護者の就労、疾病、看護等により、児童が保育の必要性の認定を受けていることを補助の要件に追加いたします。

（１）に記載のとおり、就労証明書等の必要書類を付した申請をもって、保育の必要性の認定を受けることが必要となります。適用時期は、令和９年４月利用に対する助成分からいたします。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、保育提供体制の拡充について、保育課長、報告願います。

保育課長。

◎村松有希 保育課長 それでは、こども家庭部６番、保育提供体制の拡充について、ご説明いたします。資料は６をご覧ください。

初めに、項番１、定期利用保育室の開設です。（１）概要ですが、本年４月、１歳児の待機児童が４年ぶりに発生し、また、来年度以降は今年度以上の保育所利用申請が見込まれることから、保育需要に対応するため、定期利用保育室を開設するものです。

（２）開設場所は根岸五丁目施設用地、（３）開設期間は令和９年度から１３年度までの５年間で予定しております。

（４）利用対象者等のうち、①利用対象者は１歳児及び２歳児、②利用要件は記載のとおりで、本施設は認可保育所等に入所が決定するまでの間、保育を行う施設とします。③利用定員及び（５）補正予算額案は、記載のとおりです。

（６）今後の予定は、第４回定例会の本委員会にて運営事業者をご報告し、令和９年４月１

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

日に開設をいたします。

2 ページをご覧ください。項番 2、三筋保育園の改築、(1) 概要です。公共施設保全計画第 3 期実施計画において、大規模改修工事を予定しておりましたが、保育室の拡充、医療的ケア児の受入れに向けた環境整備などを行うに当たり、大規模改修工事では対応ができないことから、改築をするものです。

(2) 今後の予定は記載のとおりで、工事期間中は台東小島ビルに仮移転をし、令和 13 年度に開設をいたします。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 私は 2 ページ目の三筋保育園の改築の問題で質問したいと思います。

かねてから医療的なケア児の保育については、台東区の一つの課題だということで指摘をしてきましたけれども、現在、区内で三筋が、これが 13 年度に開設されると、何園になるんですかね、認可園で医療的ケア児の受入れ可能園は。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 令和 5 年 8 月に保育所での医療的ケア実施に向けたガイドラインを策定しております。その中で、現在実施園は坂本保育園と浅草橋保育園の 2 園でございまして、三筋保育園を含めると 3 園目ということでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これまでそこでの受入れの実績というのはどんな感じなんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 令和 5 年の 12 月から坂本保育園において 1 名の受入れをしております、本児童は現在も在籍をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 以前、私も浅草橋で医療的なケアを受けている子供の子と実際に接触したことがあるんですね。そういう点では、これ広くなるということは本当に大いに評価したいというふうに思います。

ただ、問題は幾つかあって、一つは看護師と保育士の配置の基準を明確にこれ、拡大するということが必要だと思うんですが、その辺はどう考えているんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 先ほど申し上げたガイドラインの中でも、医療的ケア児を受け入れている園では看護師、保育士の 1 名の加配をするというふうにしておりまして、現在そうした対応を取っているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 看護師は 1 名というのはあるかもしれない、保育士が 1 名でいいのかという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ことも私はあると思うんですね。独自にでも加配するというものですから、これはそれとして大事だと。

あと、最大の課題の一つは、酸素の吸入なんですね。これが今行われていないと思うんですが、そこはどうですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 酸素吸入についてのケアは、現在実施しておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどの子供の人權の問題で言ったように、率直に言うと、差別されない権利というのはあると。あと、第一義的に家庭というあれが、子供はそのものが、そこに存在するだけで人權なんですよ。そういう点では、家族であろうと、肌の色であろうと関係ないということの立場で私は先ほど言ったんですが、酸素の吸入が必要な子供の保護者というのは、子供もそうですし、保護者というのは、付きっきりになるんですよ、これは。保育園で受け入れるよって言ってくれたけれども、受入れ保育園についていって、ずっと一緒にいなければいけないということでしょう。これではやはり駄目だというふうに思うんですね。

ある子供の問題で6年間、私は特別支援学校とががんやり合いまして、6年、やっとですよ、それまで看護師は絶対手を出さなかった、酸素は。だけれども、ようやく3年前ぐらいかな、だから10年前ぐらいからやっとなんだね。そのぐらいからやっとな酸素に手を出すようになった。これはそうしなければ、その保護者はずっと特別支援学校の後ろのところにくっついていなければいけない。

今回もすごく大事なことですけれど、医療的ケア児を受け入れるというのはね。だから、たんの吸引だとか、経管栄養だとか、このようなものはやられると思うんだけど、やはり酸素です。これについてはどうなんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 今年の9月1日の時点で、来年度入所に向けた相談、医療的ケア児の方で入所を希望するご相談を7件受けておりまして、その中にはやはり酸素を必要とされるお子さんがいらっしゃるというふうに認識をしております。安全に受け入れられることがもちろん第一ではございますが、受入れ可能な医療行為の拡充に向けては、東京都であるとか他で実施している自治体の状況を調査しながら、拡充ができるかどうか、そういった視点も持って検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この辺は強く、これだけは要求していきたいと思います。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 今の秋間委員の質問に関連して、今の答弁で、来年医ケア児、7件相談があるということで、ちなみに、受入先は足りる、もし7件あったら、先ほどの保育園の数からいって、もし全員希望したら入れるんでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 先ほど申し上げた中で、今受入れができないケアが必要なお子さんもいらっしゃるし、また、今後成長の過程で医療的ケアが必要なくなるということも、昨年度のご相談の中にもありました。

ただ、委員がおっしゃるように、今2園の中で最大2名までというふうなところで考えているというか、体制を取っているところでございますので、今後その受入先の拡充というところも課題の一つというふうには認識しております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひこれは保育課だけではなくて、例えば公設民営のこども園とかだってあるわけですよね。そういったところにも、もちろんそれなりの手当てとか、そういった加配の分のお金も含めてですけれども、そういったところにも受入れをしてもらえるように、これは頼んでいていただきたいなと。そういうのをやってくれなくて、なぜ何が公設かというところはあるので、ぜひお願いしたいとは思っています。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 先ほど申し上げたガイドラインの中で、私、保育園のところの部分でご答弁させていただいたんですけれども、こども園のほうでも受入れは想定して体制は取っていますが、実績として今ないというところでございます。

○委員長 よろしいですか。

◆本目さよ 委員 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、放課後対策事業の運営事業者について、児童・青少年育成課長、報告願います。

児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 それでは、こども家庭部の放課後対策事業の運営事業者について、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

初めに、項番1、運営事業者の選定経過です。（1）公募期間及び（2）審査期間につきましては、資料記載のとおりです。（3）選定方法です。第一次審査では書類審査、第二次審査ではプレゼンテーションとヒアリング審査を行い、選定委員全員の一次と二次の総得点において得点率が70%を超える事業者の中から最高点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定しています。（4）選定委員は、資料記載のとおりです。

項番2、運営事業者の選定結果です。（1）令和9年度から新規に実施する金曾木小学校放課後子供教室です。応募事業者は3者で、優先交渉権者は得点率87.8%を獲得しました株式会社日本保育サービスを選定しています。

2ページをご覧ください。次に、（2）平成小学校放課後子供教室・竹町こどもクラブです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

応募事業者は1者で、優先交渉権者は得点率87.8%を獲得しました、こちらも株式会社日本保育サービスを選定しています。

なお、本事業者は現行の運営事業者となります。

(3) 東泉小学校放課後子供教室・東泉こどもクラブです。応募事業者は1者で、優先交渉権者は得点率79.2%を獲得しました、現行事業者である株式会社セリオを選定しています。

次に、3ページをご覧ください。(4) 東浅草小学校放課後子供教室・東浅草こどもクラブです。応募事業者は1者で、得点率81.8%を獲得しました現行事業者の株式会社プロケアを選定しています。

続いて、(5) 千束小学校放課後子供教室・千束小学校こどもクラブです。応募事業者は2者で、こちらも優先交渉権者は得点率83.5%を獲得しました現行の株式会社プロケアが選定されています。

4ページにお進みください。(6) 石浜小学校放課後子供教室・石浜こどもクラブです。応募事業者2者で、得点率80%を獲得しました現行の株式会社セリオが優先交渉権者となっております。

続いて、項番3、大正小学校放課後子供教室の運営事業者選定になります。

(1) 概要です。大正小学校放課後子供教室について、令和8年度の運営状況が良好ではないものと判断し、現行の運営事業者である株式会社明日葉との契約を更新せず、令和9年度以降の運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。

なお、大正小学校放課後子供教室においては、運営状況が良好な場合に委託契約を更新できる最長の期間は令和10年度まででした。

(2) 実施時間延長についてです。大正小学校在籍児童のこどもクラブ需要などを踏まえて、令和9年4月より大正小学校放課後子供教室の終了時間を18時までとし、公募についてもこの条件で実施いたします。

最後に、項番4、今後の予定です。本委員会終了後、選定結果について保護者周知を図るとともに、大正小学校放課後子供教室の事業者公募を開始し、事業者変更に関しても周知を行ってまいります。以降は資料記載のとおり進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回の選定結果見てね、日本保育サービス先頭に、本当に教育資本というか、株式会社というか、そのようなのが席卷して、本来放課後子供教室って、11年前か、できたときというのは、そもそもの理念というのは地域のボランティアさんに支えられるというのが、あれがもう完全に变质してしまいましたね、これ。完全に企業主導の形になってきたというのを本当に今回は痛切に感じました。

これまず皮肉を言っておいて、それで、ただ、そういう事業者の中で、この大正小学校、今

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

回このような判断をしたわけですがそれでも、運営状況が良好と言いたいところですが、これは抽象的で分からないんですよ。はっきりと、どういう事実があって、区はどう評価してこの判断に至ったのかということを明らかにしていただきたい。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 詳細については個人が特定されるおそれがあるため申し上げられませんが、活動中に児童に対する不適切な対応があり、その事実について区や保護者、実施小学校など関係各所への報告がなされなかった点、また、それ以外でも区への報告不足が散見されるなどを含め、ほかの放課後子供教室やこどもクラブなどと比較した場合に問題がない運営とは言いたいものと認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは現場の担当からこの会社に報告がなされていたというふうに、たしか報道ではね、ただ、台東区への報告というのは遅れたと。相当、株式会社明日葉というのは、構造的にそういう約束違反をする可能性があるというふうに見たっていい会社です。私どもは清島温水プールの野村の問題をずっと言ってきましたけれども、黒門小学校はやっていますよね、ここね。黒門小学校の放課後子供教室も株式会社明日葉だということですので、そういう点では、複数やっているんですけれども、それらについてというのは検証しているんですか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 同じ事業者ではありますが、当該小学校の放課後子供教室については、今年度中の運営は大変良好で、現場職員の方々も学校ですとか保護者から非常に信頼されており、円滑で安定した運営環境が実現できていると考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ということは大正小学校の対応が突出してそういうふうに悪かったということで判断したということと理解していいわけですね。ただ、これはガバナンスという点では、やはり構造的なこの会社の問題というのは今後もぜひ注視していただきたいというふうに思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、放課後子供教室だけでなく、学童もそうなんですけれど、こどもクラブもそうなんですけれども、放課後の子供の福祉に関わる働き手の確保とか、あるいはどうしたって大手は確保する、人材派遣なども使いながら、たけて、そういう点ではあるんですけれども、やはりなかなか確保するのの難しさというのは、働き手の処遇の低さにあるわけですね。今回絶対に許せない、子供の人権を傷つける行為であったということ、先ほどどういう事実かというのは言わなかったけれども、土下座しろって言ったわけでしょう。ただ、それはそれだけではなくて、幾つか散見したということだから、ほかにもあったということでしょう。

そういう点では、ただ、その人はもちろん厳しく対処しなければいけないけれども、しかしやはり放課後の福祉に関わる指導員だとか、保育に関わる方たちの処遇の問題というのは、こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れはやはり根本問題にある。社会的に問題ですよ。そうなったときに、区内の放課後子供教室の指導員の賃金水準というのは現状把握しているんですか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 こどもクラブや放課後子供教室などの事業者については、委託料の見積りなどで人件費についてはおおむね把握しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 区は公契約条例があります。委託事業に従事する人への労働報酬の下限というのをこの4月から1,501円と定めていますが、実は条例と規則では、こういう保育に関わる人材というのは、大貫議員が質問しましたけれども、対象になっていないわけですね。実際どうなんですか、例えばこの問題を起こしてしまったこの法人などは。法人というか、全体としてもそうなんですけれど。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 こちらについては、最低賃金を超えていることを把握しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 最低賃金ということは、国と東京都で定めた最低賃金はクリアしているけれども、台東区の公契約条例の委託事業者の労働報酬の下限はクリアしていないということですよ。だから、そういう点では、やはり公契約条例の見直し、きちんとしたこういう保育に関わる人たちも含めて、これは見直していく方向が大事だと思うんだけど、その辺というのは区は検討されているんですか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 公契約条例に関することですので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど秋間委員からお話ございましたとおり、さきの第2回定例会の一般質問で、大貫議員より公契約条例の運用における課題として同様の趣旨のご質問をいただいております。その際、総務部長よりも答弁させていただきましたが、そういう乖離が生じていることは区としても認識をしておりますので、社会情勢や雇用状況、他区の動向なども参考にしながら、条例の趣旨を踏まえた対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今前向きなお答えだったと理解します。ぜひこれ、特に子供の保育に関わる人だからね、公契約条例の下限を上回っていないというのは、これは問題だということは指摘しておきたいと思います。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 先ほど秋間委員が地域のボランティアさんに支えられている放課後子供教室という話をしていたんですけれど、プライベートではあるんですけれども、私自身、息子の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

通う学校の放課後子供教室で読み聞かせボランティアをしたりとかしているの、地域のボランティアを活用していないということは全然ないと思うので、それは一言お伝えをしておきます。

まず、事業者選定における事故情報の扱いについて伺います。

昨日、一般質問で私、子供の事故予防について伺いました。こどもクラブの事故、あった事故にも触れました。今回のプロポーザルには多くの事業者がきっと参加してくれていると思います。仮に応募事業者の中に重大な事故を起こした事業者があったとします。この前のこどもクラブの事故のような大きな事故、プレスリリースがされるような大きな事故のような、そんな場合、選定委員の皆さんはその情報を把握した上で審査される仕組みには、そもそもなっているのでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 事業者選定につきましては、現在も審査の中で事故やトラブル発生時の対応や体制などを確認しております。また、二次審査における質疑応答の中で、事故の実例に関する質問もよく見受けられます。この今回の選定の中で、例えば区内で起こった事故についての共有はしておりません。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

ただ、何か今回事故が起きていて、選定委員に共有されて、きっとされていないんだなというところなんですけれど、理解したんですけれども、何か事業者、ほかの自治体で事故があった場合とかも含めて、例えば先ほど秋間委員が言っていた小金井の事故、あれはニュースにもなりましたから分かりますけれども、ニュースになるかならないか、ぎりぎりのところで、でも結構子供にとって深刻な事故だったりするときに、その事故が発生したという、予防という段階から、またその事後の対応みたいなのところも、そこは選定委員の方に両方ぜひ知っておいただいて、その上で判断をしていただきたいなというふうに思います。今は多分そういう仕組みがないんじゃないかなとも思います。

あとは、事故の件数を、例えばその事業者が事故が100件ありました、過去にそういう事故がみたい、重傷とかかな、でありましたとかいっても、ただ、例えば100か所運営していて100件あったのと、1,000か所運営していて100件あったのと、それもまた多分事故の発生率とかも違うと思うので、ぜひ何か例えば施設運営数に対する重大事故の報告の件数だったりとか、あとはスポーツ安全保険とかがありますよね、その保険給付件数とかも含めて、あとはその事故が起きたときに、先ほどの事後対応というのは検討したという話はありませんけれども、ただ、実際にどうだったのかみたいなのところも含めて、そこは今後ぜひ、一気に物すごいことを多分してしまうと指名停止とかかなと思うんですけれども、その一歩手前とかでも情報がきっとあるはずなので、今後の選定情報に含めていただきたいなと思います。これは要望にしておきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、もう一つ、この間、大雨がありましたよね。こどもクラブ開所していただいたということで、遅れてでも開所してもらえるのは本当にありがたいという話で、感謝の声はいただいています、その上でなんですけれども、各クラブというのは実際に、運営事業者の選定に当たってに最後つながっていくんですが、各クラブは実際に何時から開所できたんでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 先日、9月7日につきましては前日に、こどもクラブは開室の準備が整い次第ご連絡しますという、保護者にお伝えをさせていただいたところで、当日については午前9時から10時前に開室したクラブが17か所と一番多くなっております。そのほか、午前8時から9時前に開室したクラブが8か所、10時から10時半の開室が4か所ございました。

○委員長 失礼しました、本目委員、ごめんなさい、すみません。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

各クラブ、結構ばらばらだったということですね。ただ、やはり前日にいただいた連絡というのが、私自身も保護者なので受けましたけれども、あした整い次第ご連絡しますという連絡は、えっ整うのか、そもそも開くのか、開かないのかみたいなのがママたちのグループLINEで飛び交っていたりとかしましたので、ぜひまずは最低でも一応開ける予定ではいますとか、なのかとか、そういったことをぜひ、人が集まらないリスクもあるみたいなのも、もちろん重々承知はしているんですけれども、区としての方針としてはこうなんだよみたいなのが早めに分かると、保護者としても、例えば遅くとも10時半には開きますよとか、あとは遅くとも学校が終わった時間、いつもの時間帯からは開けられるように頑張りますなのか、そういったところも含めて、早め、早めの情報発信を、日曜日だったのもあるんですけれども、お願いしたいなというふうに思います。

前回の台風の時には、もう何時に開きますみたいなのが分かっていたので、すごくありがたかった。恐らく学校の休業判断というのは、前回の台風、今回の大雨の休校時も、前日にもう決まっているので、教育委員会の中で何かしらのガイドライン的なものがあるのかなというふうに思っています。

もしそうだとしたら、ぜひそういったものと連動して、保育園とももちろん連動して、仕組みとしてはきっと保育園と同じような仕組みだというふうに認識はしているので、働く、特にエッセンシャルワーカーとかは休めない、じゃあ子供は置いていかなければいけないのかみたいなところがあると思いますので、そこはしっかりとフォローができるように、保育園さえも無理なときにはきっと無理だと思うので、その辺も、各教育委員会とこども家庭部って分かれてきたけれども、教育とも連携を、密接に連携していただきたいんですけれども、それも選定は既に終わっていますけれども、じゃあ例えば荒川区は前日の時点で8時にこどもクラブ、学童ですね、学童を開けますというふうに区長が発信されていたんですよね。何でできるんだろうというふうに、ちょっと不思議、すごいなって思ったんですが、そういったやり方とかも学

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

びながら、台東区ではじゃあ、どういうふうにできるのかというのを、この選定を、候補者になった、優先交渉権者になった事業者ともぜひしっかりと話し合っ、全体の話ではあります、進めていただきたいと思います。その辺りいかがでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 開室時間の事前周知につきましては、予報の発表される時間ですとか、当日の状況ですとか、鉄道の運休状況を考慮する必要があると思いますが、保護者の方が見通しを立てることができるよう、教育委員会と連携して、周知内容について検討してまいります。保育課とも引き続き連携してまいります。また、新しく事業者さんにもしっかりお伝えさせていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

◆本目さよ 委員 結構です。

○委員長 ほか、よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告につきましては、ご了承願います。

このままやっちゃいたいと思いますので、お願いします。

○委員長 次に、令和9年4月こどもクラブの利用申請について、児童・青少年育成課長、報告願います。

児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 それでは、令和9年4月こどもクラブの利用申請について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料8をご覧ください。

初めに、項番1、利用申請受付です。

まず、(1)通常受付です。受付期間は11月2日から12月15日までの期間となります。申請方法ですが、①L o G o フォームによる電子申請の受付を実施いたします。また、②利用を希望することもクラブにおいて、書面による申請書の受付も併せて行います。その間、(2)に記載のとおり、庁舎担当窓口で休日受付を行います。

項番2、定員変更です。浅草橋こどもクラブは、旧柳北小学校校舎棟の活用期間が終了のため、運営場所を柳北スポーツプラザ2階、3階に移転し、定員を現在の145名から65名に変更します。田原こどもクラブにつきましては、これまで活用していた田原小学校の特別教室を放課後子供教室で使用するため、定員を現在の55名から40名に変更します。

次に、項番3、周知方法については、広報たいとうをはじめ、各種広報媒体でお知らせするほか、区立小学校の就学児健康診断の通知時に、新1年生の保護者へ周知してまいります。

最後に、項番4、今後の予定です。10月に令和9年度こどもクラブ利用案内の配布を開始いたします。申請受け付け後、来年1月中旬から利用審査を行い、2月中旬に審査結果通知書を発送する予定です。以降は、資料記載のとおり進めてまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、浅草橋三丁目における民設こどもクラブの開設について、児童・青少年育成課長、報告願います。

児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 それでは、浅草橋三丁目における民設こどもクラブの開設について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

項番1、概要です。本年第1回区議会定例会の本委員会でもご報告しましたとおり、今後の需要の増加が見込まれる地域におけるこどもクラブの拡充として、台東育英小学校の児童が利用できる地域に民設こどもクラブを1か所誘致した結果、申請があり、提案に対する審査を通過したため、来年度、令和9年4月から事業を開始してまいります。

項番2、開設施設です。名称はリックキッズ学童クラブ浅草橋、定員は40名としています。所在地は、台東育英小学校の通学区域内、地図に示す場所となります。台東育英小学校からは約260メートルに位置し、児童の足で徒歩4分程度になると思われます。運営事業者は、リックキッズ株式会社です。当該法人は、現在台東区内で民設こどもクラブリックキッズ学童クラブ松が谷を運営しております。

続いて、2ページをご覧ください。審査結果です。8月に応募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査しました。公設のこどもクラブと同様に、得点率が合計得点の7割以上で通過としています。審査委員は、資料記載のとおりです。

（4）審査結果です。表の下から2行目の記載のとおり、600満点中488点、得点率は81.3%となり、審査通過となっております。

項番4、今後の予定です。令和9年4月からの事業運営開始となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年度母子保健事業の実施状況について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 それでは、令和7年度母子保健事業の実施状況について、ご説明いたします。資料10をご覧ください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番1、伴走型相談支援では、妊娠期から子育て期にわたり、面接、訪問、アンケートなどによって状況を把握し、必要と思われる方には保健師等による継続した相談支援を行っています。

(1) ゆりかご・たいとう面接、①は、妊娠届を提出された方に面接を行うものです。今回より妊娠届出数、面接実施数、要フォロー数の集計方法を変更し、それぞれ実数で把握しています。この結果、令和7年度の面接実施率は91.5%となっています。下の表は、面接未実施者の状況で、特に転出等が多くなっています。

②の妊娠後期面接は、妊娠7か月頃にアンケートを送付し、希望される方に面接を行うものです。令和7年度は、令和8年3月からアンケートの案内をRSウイルスワクチン予診票と同時に発送することとしたため、結果として13か月分の対象者2,052人に送付しています。また、令和7年11月から、面接の目的が分かりやすくなるよう通知文のレイアウトを変更したため、アンケート回答数が減少する一方で、面接実施数は増加しています。

次のページをご覧ください。(2) 乳児家庭全戸訪問は、生後4か月未満の乳児の家庭を訪問し、母子の健康状態や育児環境などの確認を行うものです。令和7年度は実施率95.1%で、前年度より減少していますが、これは下の表のとおり、特に転出等が増加していることによるものです。

(3) バースデーサポートは、2歳の誕生日を迎えたご家庭にアンケートを実施するものです。令和7年度のアンケート回答率は90.6%で、ほぼ前年同となっています。

項番2、産後ケアは、産科医療機関等で心身のケアや育児相談等を行うものです。令和7年度は訪問型の利用が増加していますが、区内に訪問型の事業者が新規に開設したことによるものです。

次のページをご覧ください。項番3、産前産後支援ヘルパーは、妊産婦や乳児を介助する方がいない家庭にヘルパー等を派遣し、家事、育児の援助等を行うものです。令和7年度から多胎以外の世帯についても1歳児と2歳児を対象に加え、利用時間の上限を拡大したことで対象児童数、派遣時間数が大幅に増加しています。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。ありそうですね。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 伴走型相談支援の妊娠後期面接なんですが、今回目的を明確にしたということで、面接を希望する方が増えたというふうにおっしゃっていますが、そもそも7か月のときに妊娠後期の面接をするアンケートを取っていますよね。この6年から7年の間で大幅にアンケートの回答率が減っている、回答者が減っているんですけども、この要因というのは、要は面接に移行したからというふうにと考えると、少し面接希望される方が少ない。もちろん目的がどういうことかということによるんですが、このそもそもの目的、アンケートを取る目的は何ですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 妊娠の後期は、出産が近づき、悩みや不安の内容が妊娠初期よりも明確になっていることが想定されます。こちらのご案内には、出産前後のスケジュール等も資料として同封しておりまして、こちらをご覧いただき、アンケートに回答していただくことで妊婦ご自身が出産に向けた準備状況や不安を確認することができるのではないかと考えております。そのため、面接の数だけではなくアンケートの回答数も重要だと考えておりまして、今回の結果は所管としても不本意だというふうと考えております。今後、回答率も上げられるように、おやこ手帳アプリによるプッシュ通知の活用など、さらなる工夫をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 答えていただいたので、これ以上言うことはないんですけど、そもそも面接を受けたいと希望される方は、保健所のほうにご相談に行きたいというご希望の方だと思うんですね。それ以外のことも不安に思っているような、保育園のこととかですね、様々不安の要素が多岐にわたっているかと思うんですね。そういう内容にもよるかと思いますが、せっかくやるアンケートなので、今おっしゃったように、しっかり工夫していただいて、もうちょっと回答していただけるような形で、また、面接もさらに増えるように頑張りたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 産後ケアの部分でお聞きしたいと思います。宿泊型が増えている状況なんですけれども、令和8年度は途中なんですけれども、この傾向は増えているような感じなんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 宿泊型に関しましては、こちらの実績でも分かるとおり、全体的にご希望が多いという状況でございまして、その傾向は令和8年度も続いております。以上です。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 施設のほうの対応する数のほうはどういう感じなんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 宿泊型につきまして、施設の拡充の取組もしておりまして、今年度新規に宿泊型ですと2か所既に契約をしておりまして、サービスの開始はまだ調整中ですが、そういった努力をしております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ニーズもありますので、しっかりと対応できるような施設の数を今後も努力しながら進めていただければと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、もう1点、3番の産前産後支援ヘルパーのところなんですけれども、家事と育児があると思うんですけれども、この割合というのはどれぐらいの割合で皆さん、使っているんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらのほう、令和7年度にアンケートを実施いたしまして、そういった中では利用したサービスの内容を家事支援の方が62%、それから、育児支援のみの方が11.9%、その両方を利用した方が25.4%というふうになっておりまして、家事支援でのニーズが非常に高くなっている状況でございます。

○委員長 ごめんなさい、中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。こちらの事業も非常に大変重要な事業ですので、各ニーズにお応えできるような感じで進めていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 産前産後支援ヘルパーについて、障害のある児童数というのは含まれておられますでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 大変申し訳ございませんが、この事業の運用の中では障害児の数というのは把握しておりません。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

産前産後の時期に障害のある児童を養育している家庭では、乳幼児の育児に加えて、先ほど秋間委員からも医療的ケア児のお世話が多いというお話もありましたけれども、障害児の対応、通院ですとか、兄弟のお世話とか、より負担を抱える場合がありますので、障害に、特性に応じた支援体制を含めた対応をお願いいたします。以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆中嶋恵 委員 はい。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 たしか4年前ぐらいから始まった、初回の産科受診料助成、低所得妊婦のというあれなんですけれども、これは実績というのは3年ぐらい示していただきたいんですが、どうでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらの初回産科受診料助成の件数でございます。令和5年度は8件、令和6年度は4件、令和7年度は6件となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これはその後の追跡というのはやられているんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらの助成の申請者については、状況を確認しまして、全て状況は確認しておりまして、必要な場合は継続的にフォローをしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その中には要保護的な色彩が強い人というか、そういうのが相当だと思うんですね。というのも、先日国の発表では、児童虐待死が24年で77人という数字が出ています。ゼロ歳児がうち、虐待死というのは50人なんだね。あと、親が手にかけて、自分も自殺を図るという、親がね、というのが27という形です。そうすると、そのうち0歳児というのが34人と、3分の2と。0日、つまり、生まれた途端に殺してしまうというのが17人だから半分ですよ。そのうち予期せぬ妊娠が15人と。つまり、圧倒、もうほとんどがそうだとことであります。

そういう点で、初回産科受診の助成というのは、非常にそういう点では大事な施策で、当時も導入やるときに、私評価したわけですけども、ただ、さらに台東区でそういうケースはなかったと思うんですけども、やはり妊娠相談の件数ですね、うち、いわゆる望まない妊娠、予期せぬ妊娠と判断された件数、あと、相談だけで妊娠届出に至らなかった、つまり、この前段ですよ、に至らなかったケース、この辺というのは把握しているんですか。できれば10代、20代など年代別で教えてほしいんですが。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 令和7年度の状況でお答えしますが、妊娠届やゆりかご・たいとう面接などの機会を除き、妊娠に関わるご相談があって、保健サービス課につながった妊婦は3件でございました。年齢は全て30代でございました。うち2件は相談の時点で既に妊娠届出があり、妊娠継続に不安があったもの、もう1件は、相談の直後に妊娠届をしていますので、妊娠届にしていないケースというのは、この中ではございません。このうち、ご相談を伺いながら、望まない妊娠として判断されたケースは2件でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そこでは、でも、数字はつかんでいるんですね。いわゆる緊急避妊ピルですね、この問題も大分あって、今台東区でも、2年前ぐらいでは2つの薬局しかやっていなかったけれど、今は相当増えましたよね、あれ、ホームページなど見ると。

そういう点では、それは多分つかんでいないと思うんですけど、全体の中では今でも保健所まで妊娠相談に行く人たちというのは、そこにちゃんとつながっているという点で今、望まない妊娠というのが2人いるということも含めて、ちょっと安心した感じはあるんですが、しかし、その前の段階のというのは、相当まだあるんじゃないかなと。虐待で亡くしてしまったという件数は、国では横ばいなのでね、そういう点では別にそれが今どうなんだということじゃないんだけど、やはり先ほどもあった性的な虐待だとか、あるいは暴力だとか、性暴力だとか、そのような問題で、望まないという、非常に、ケースというのが、何とかそこにこちら側もきちんと手が差し伸べられるというか、その辺のところまで行くにはまだ距離があるの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かなという感じは、ちょっと今の数字を見て思いましたけれども、ただ、保健所も頑張ってつかんでいるということは安心をしました。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 ちょっとレアケースだとは思いますが、お聞きしたいことがありまして、妊娠届を出して、ゆりかご・たいとうなどのこういう妊娠期からのサポートというのはいろいろな自治体でやっているところ。ところが、こうしたプレゼントなどがもらえたり、補助金などがもらえたりするところはしっかり頂いておいて、それで今度、出生届を出さない親がいたという、そういう報道があったんですね。これって、そんなことってあるのと、私は非常に不可解な思いがしたんですが、そういうレアケースで、しかも出生届を出さないなんていうのはちょっと常識じゃ考えられないような事態なわけですよ。そういうことというのは、何か区としては把握する方法というか、全くそれは把握できないことなのかどうなのか、ちょっとそこは教えておいていただきたいなと思ったんですけれど。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 妊婦のための支援給付の妊娠時の1回目の給付を受けて、予定日を経過しても出生届が出されていないケースというお話でございしますが、区のほうでは、こちら、流産、死産をされたものと捉えていまして、ご本人の心情等を考慮して、あえて直接的な状況確認はしていないところでございます。そのような方であれば、事前に何らかの課題があることも想定されますので、その前段のゆりかご・たいとう面接であるとか、妊娠後期面接などでのフォローをうまく活用して、そういった方が適切にフォローできるように考えていきたいというふうには考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 ちょっと親として、そうした責任もしっかり果たせないような、そういう人も中にはいるんだなと思ったわけですが、しかし、子供にとっては重大な問題で、もう就学通知も何も来ないわけですからね、その後ね。そういう事態というのは、やはり万に一つもあってはいけないうふうに感じております。確かに妊娠中、流産だとか、まれでは今ありますけれど死産だとか、そういうこともないわけではないとは思いますが、実際にそうした事実がないようなことを祈りますが、たまたまそういうのがあったときに、やはりそれは発見していただきたいなという思いで、ちょっとその辺も考えていただきたいなと思いましたので、申し上げます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 産前産後ヘルパーについて、これは大分ぐっと時間数が、利用時間が増えています。大きな伸びですが、ただ、実際の産後のママたちからお話を聞くと、家事支援をお願いして、子供という時間取りたいよって思っても、なかなか予約が取れない。近隣区ももう家事支援とか育児支援、こういったサービス充実してきているので、予約が取れないという話を聞いています。台東区で、事業者の話なので、なかなか何かできるというものでもない

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とは思いますが、ヘルパーさんたちの供給体制というのは、そもそも需要に対して十分というふうに今、考えているのでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 先ほどのアンケートのほうを取らせていただいた中では、事業者、日時ともにほぼ希望どおりに取れたという方が6割程度、日時を変えて希望どおりに取れたという方が3割程度というふうに、残りの1割程度の方が、事業者、日時を変えても取れないが多かったというふうな回答を得ております。なので、おおむね全体的には満たしているけれど、一部ご希望のある部分で、なかなかご希望どおりにいかないところがあるのかなというふうに考えております。

事業者のほうに伺いましたところ、家事支援の中でも料理の需要が非常に高く、そちらのヘルパーのほう、事業者さんのほうもヘルパーの採用に力を入れているところですが、なかなか現状、現況では料理の関係の予約が取りづらいという状況は見られるというふうに聞いております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 そうですね、私が聞いたのも料理など取りづらい。特にお掃除とかは何度かいけるけれども、料理が取りづらいというふうな話を聞いています。私が聞いているのは今年度に入ってからというか、つい最近だったりするので、去年と今年だと、多分また状況も変わってきているだろうと、近隣自治体の状況とかも含めて変わってきているだろうと思うので、ぜひその辺は最新の、じゃあどうなんだろうみたいところはキャッチアップをさせていただきたいなというふうに思います。

あと、もう一つ、産前産後ヘルパーは育児のほうの支援ヘルパーのほう、あったかハンドは保護者の同意があれば、ヘルパーの方に子供を見てもらいながら、少しじゃあ、ちょっと別室で寝かせてくださいという使い方ができるというふうに認識、産後ケア的な使い方もできるというふうに認識しているんですけれども、間違っていないですよというところと、あと、それが間違っていなければ、現在のチラシからはそれが読み取れず、何か家事を手伝ってもらうサービスとか、あと、しかも育児のすごいサポート、おむつ替えをしてくれるというよりは、おむつを用意してくれるとか、そういった感じでたしか書いてあったんですね。大分何か、それは別になくてもいいかなってちょっと思ってしまうぐらいのチラシになっている。だけれど、実際に保護者が同意すれば、おむつ替えもたしかやってくれるはずなので、その辺の今、保護者が、これは手伝ってほしいんですみたいなところのニーズとチラシと、実際のサービスみたいところの若干の乖離があるように見受けられるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 産前産後支援ヘルパーのこちら、失礼しました、そういったご利用に関しての疑問というのは、こちらのほうにも寄せられておりますので、なかなか保護

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

者の方が、やはり常に対応できる状況というのが一つ条件としてございますので、そういったところを踏まえまして、実際のご利用に当たっての注意事項などをQ&Aみたいな形で少し整理をしてお案内するという方法を今、検討をしております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 次の質問に移ろうと思ったんですけども、すみません、今のちょっと分かりづらくて、実際にすぐに対応できる状況というのは、隣の部屋で寝ていて、何かあったら起こしてくださいねというのは、すぐに対応できる状況なのでしょうか。それともここだと何かあまり表では言いづらい感じなんですかね。

○委員長 ちょっとお待ちくださいね。

保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 失礼しました。保護者の方がすぐに対応できる状況であれば、問題ないというふうに、利用できる、大丈夫というふうに、はい、ということでございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

一応解釈としては、私は隣の部屋で起こしていいよだったら、すぐ対応できるんだろうなというふうに、私は思っていますが、その辺のすごい微妙なところがすごく難しいなとは思いますが、あと、もう一つ、食事の支援が、乳児または家族の支援の、離乳食含むの下ごしらえ、配膳等の準備、片づけはしてくれるけれども、味つけなどの仕上げとか、あと、メニューを考えることは利用者が行うというふうになっているんですよね。ぜひ味つけに関しては、多分苦情とかもあるとは思いますが、お願いだから文句を言わないから作ってほしいというニーズも多分あるはずなんです。なので、そこは同意の上でできるみたいなのところもぜひぜひ、そこは何か切って煮込むだけじゃなくて、やはりその後の煮込む作業みたいなのところにわざわざ呼ばれて行くというのも結構大変なので、ぜひそこは希望としてお願いをしたいなというふうに思います。

あと、最後です。令和8年、今年の3月の予算特別委員会で、とりこえ助産院が1歳までの集団型の産後ケアなくなったというか、休止という話がありました。その後に、そのときに、中央区とかでは民間施設、医療機関じゃなくて民間施設で1歳までの産後ケア、日帰りだったり、宿泊だったりみたいなありますけれども、そういったところも含めてやっていくべきじゃないかというふうに提案させていただいたんですけども、区からは幅広く、様々な手法を検討していくって答弁をいただいています。その辺は検討状況いかがでしょうか。先ほど中澤委員の答弁で、2か所、民間とは聞き漏らしたかもしれないんですが、2か所は増えるというお話だったんですが、その2か所というのはどこなんでしょうか、教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 宿泊型2か所増えた部分につきましては、1か所が東京慈恵会医科大学附属病院で、もう1か所がYUARI TO STAY日本橋浜町というところにな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。こちらの2つ目のほうが医療機関等ではない施設というふうになっております。こちらのほう、内容を確認、状況確認をしまして、産後ケアの施設として適切であろうというふうに判断して契約をしているところです。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。多分YUARITOさんは民間で、1歳までたしか受け入れてくれるところだと思いますので、宿泊だけですか。同じ事業者、多分日帰りもやっていると思うんですけど、あと、いつ頃から使えるのかなみたいなのところもぜひそこは教えていただきたい。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 失礼しました。同じ業者で近隣に日帰り型の施設もありまして、こちら宿泊型と日帰り型を併せて同時に契約をしております。契約については今月の9月1日付で契約をしております、サービスの開始時期については今月中を目途に調整中です。

○委員長 よろしいですか。

◆本目さよ 委員 はい、結構です。

○委員長 ほか、よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第1、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第1、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(久木田議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。

午後 0時28分閉会